



# 第70回大阪税関行政懇談会 資料①

## 関税政策・税関行政について

大阪税関長 大内 聡  
2024年1月31日



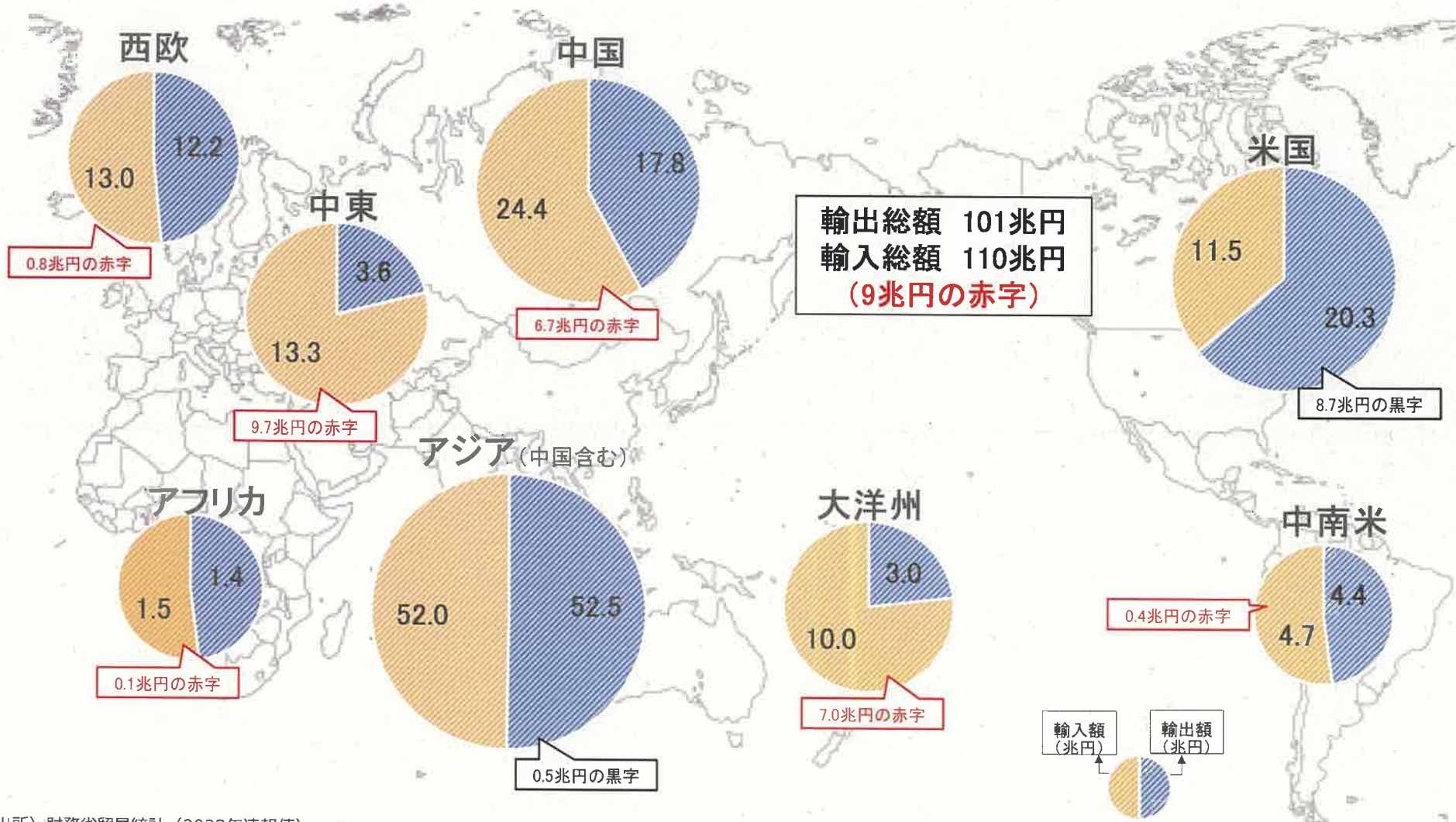
1. 最近の関税政策・税関行政

2. 国際関係

3. 関係団体等との協力について

# 日本の輸出入の構造（2023年）

- 主な輸出相手国は、米国（輸出総額比20.1%）、中国（同17.6%）、韓国（同6.5%）、台湾（同6.0%）、香港（同4.5%）
- 主な輸入相手国は、中国（輸入総額比22.2%）、米国（同10.5%）、オーストラリア（同8.3%）、アラブ首長国連邦（同4.7%）、台湾（同4.5%）



(出所) 財務省貿易統計 (2023年速報値)

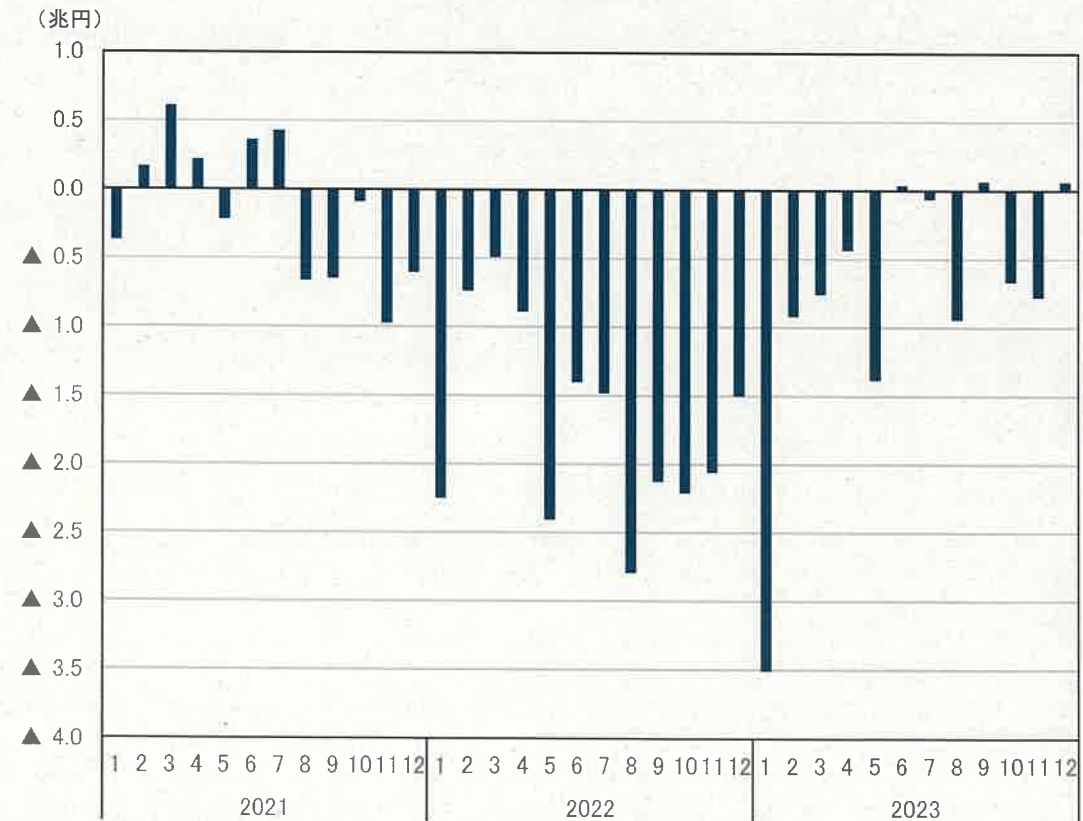
# 日本の輸出入の最近の動向

- 輸出額は、2021年以降、対前年同月比で増加傾向。2022年後半からは自動車の輸出が増加し、2023年の輸出額は過去最高額を更新した。
- 輸入額は、石油、石炭、LNGなどのエネルギー資源の輸入増等により、2021年半ば以降急増したが、2023年4月以降9か月連続で対前年同月比マイナスとなっている。
- 輸出額から輸入額を差し引いた赤字額は、2022年と比較して縮小傾向にあり、2023年12月は621億円の黒字となった。

輸出入額の伸び率  
(対前年同月比)



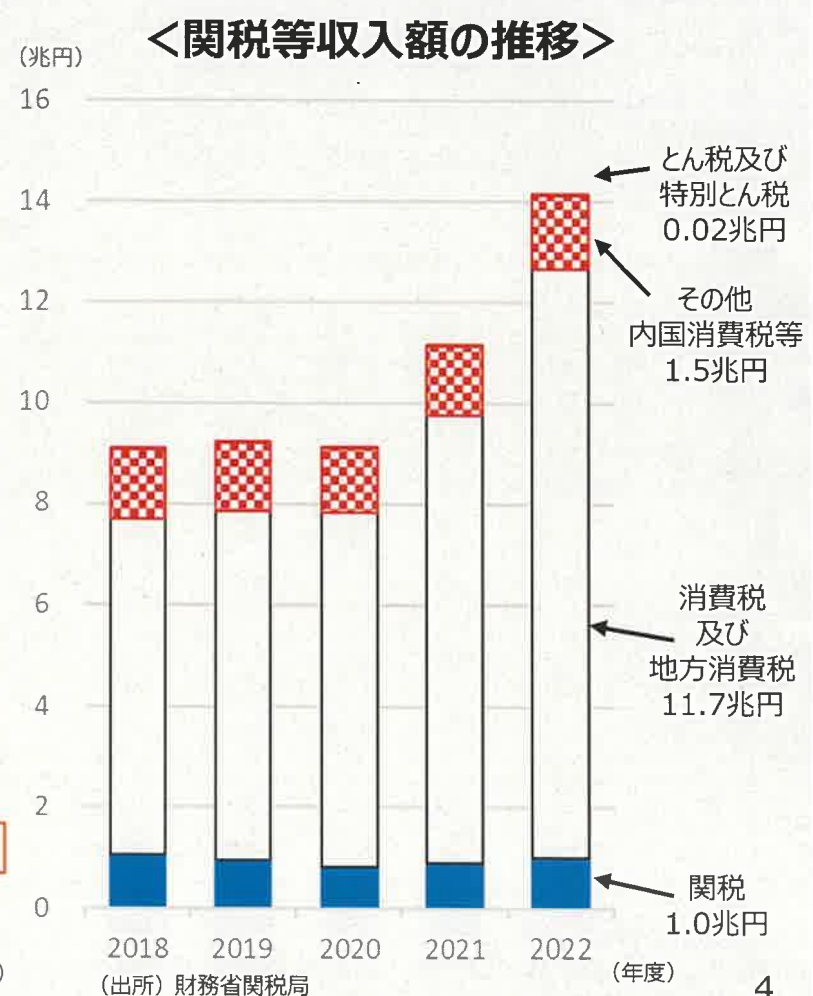
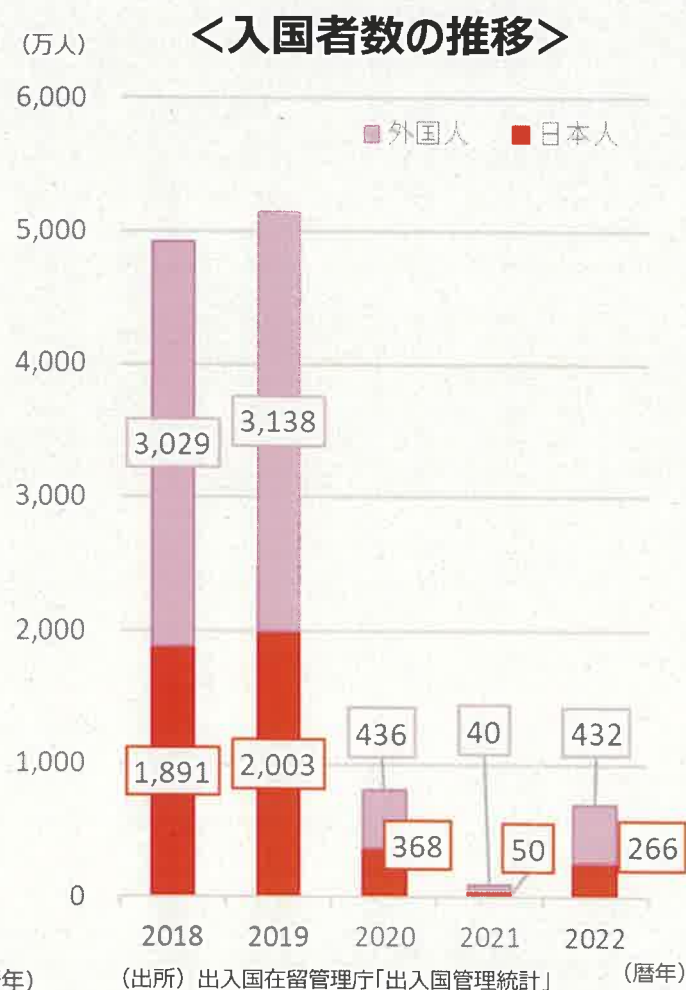
貿易収支の推移



(出所) 財務省貿易統計 (2023年12月速報値、2023年11月輸出確報値；輸入9桁速報値、2023年1-10月確報値、2022年以前は確定値)

# 税関における主要業務量の推移

- 越境電子商取引の拡大に伴い、輸入許可件数は、ここ数年、大幅な増加傾向。2022年には航空貨物の輸入許可件数が2018年比約2.8倍、海上貨物についても2018年比約2.9倍と増加。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国者数は大幅減となっていたが、回復傾向。
- 令和4年度の税関における関税等収入額は前年度比26.7%増の約14.2兆円であり、租税及び印紙収入の約18.5%に相当。



# 急増する輸入貨物への対応 ①

- 急増する輸入貨物への対応については、令和5年度関税改正において、税関長が税関事務管理人を指定できる規定の整備、輸入申告項目の追加などを措置。

## 税関事務管理人制度の見直し

- 非居住者等に税関事務管理人の届出等を要請し、非居住者が期限までに要請に応じない場合、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定できる等の規定を整備。

(※) 指定された税関事務管理人が処理する事務：  
税関と非居住者間の書類の受領及び送付・提出。

- 税関事務管理人の政省令の届出項目に以下を追加。
  - ・ 「届出者(非居住者)の事業」
  - ・ 「届出者と税関事務管理人との関係」等
- 非居住者と税関事務管理人との委任関係を明らかにする書類の提出を求める。

【改正前の届出項目（政令上明記されているもの）】

- ✓ 税関事務管理人の住所及び氏名
- ✓ 税関事務管理人を定めた理由

〈令和5年10月1日施行〉

## 輸入申告項目の追加

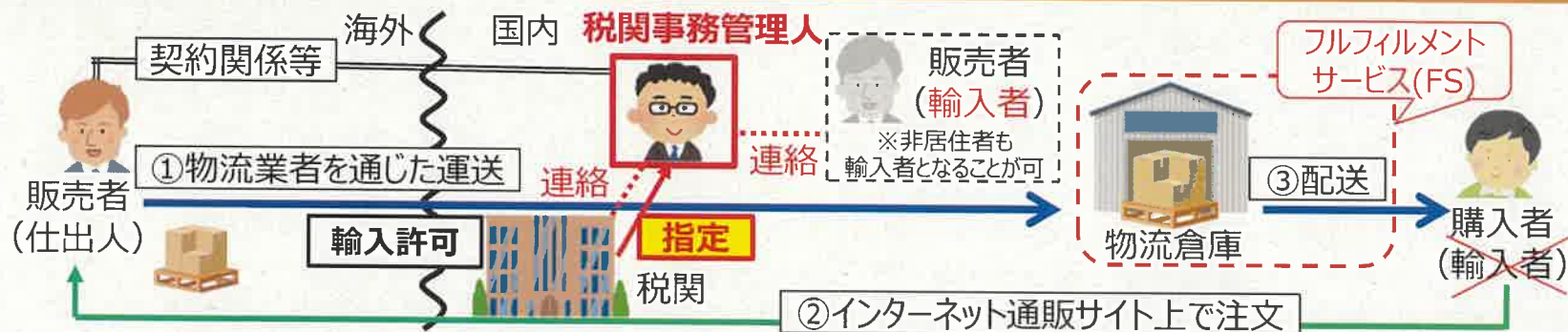
- 輸入申告項目に以下を追加。
  - ・ 「通販貨物に該当するか否か」（通販貨物の場合は、「プラットフォーム(※)の名称等」を含む。）
  - ・ 「国内運送先」

(※)インターネット上の商取引の場合

〈令和7年10月12日施行予定〉

- 従来、輸入申告書の様式で記載を求めていた「輸入者の住所及び氏名」を政令上の輸入申告項目に追加。

〈令和5年10月1日施行〉



## 急増する輸入貨物への対応 ②

### 〈周知用リーフレット〉

#### 輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。FS利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等を回避するという脱税事案が顕在化しています。そのような背景を踏まえ、引き続き円滑な輸入を確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するため、制度の見直しを行いました。

【FS（フルフィルメントサービス）利用貨物とは】

ECプラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物のこと。

#### 改正の内容①（令和5年10月1日施行）

- 輸入申告時に記載を求めている「輸入者の住所及び氏名」を関税法施行令上の輸入申告項目に追加
- 上記「輸入者の住所及び氏名」の追加に伴い、輸入申告者（貨物を輸入しようとする者）の意義を明確化 ⇒裏面参照
- 税関事務管理人の届出項目への「届出者と税関事務管理人との関係」等の追加及び税関事務管理人届出の際の税関事務管理人との委任契約関係書類の提出
- 税関長が非居住者等に税関事務管理人の選定・届出等を要請し、非居住者が期限までに要請に応じない場合に、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することを可能とする規定を整備

#### 改正の内容②（令和7年10月12日施行）

輸入申告項目に以下の項目を追加

- 通販貨物に該当するか否か
- 通販貨物に該当する場合、プラットフォームの名称・呼称等
- 輸入許可後の貨物の運送先の所在地・名称

※ NACCSによるシステム申告の詳細については、今後お知らせします。

【関係法令：輸入申告項目（施行後）】

- 関税法施行令第59条、関税法施行規則第7条の6

【関係法令：税関事務管理人（施行後）】

- 関税法第96条、関税法施行令第84条、第84条の2、関税法施行規則第11条の2、第11条の3

- 輸入貨物の増加傾向が今後も継続することを見据えて、次のような取組を行っていく必要。
  - 今後の施行に向け、適切な執行の観点から引き続き事業者への制度周知等を実施（→リーフレット等）
  - 情報入手するS P業者の拡大に向けた、S P業者への協力要請
  - 水際取締りにおける協力連携に向けた、E C運営事業者との意見交換
  - 税関検査場のD Xの推進、ビッグデータ解析を活用した検査対象の選定
- 近隣アジア諸国からの通販貨物の増加を受けて、海上小口貨物の輸入が急増していることから、申告項目の一部省略などの簡易な通関について検討中。



「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」、「貿易の円滑化」

税関HP: <https://www.customs.go.jp>



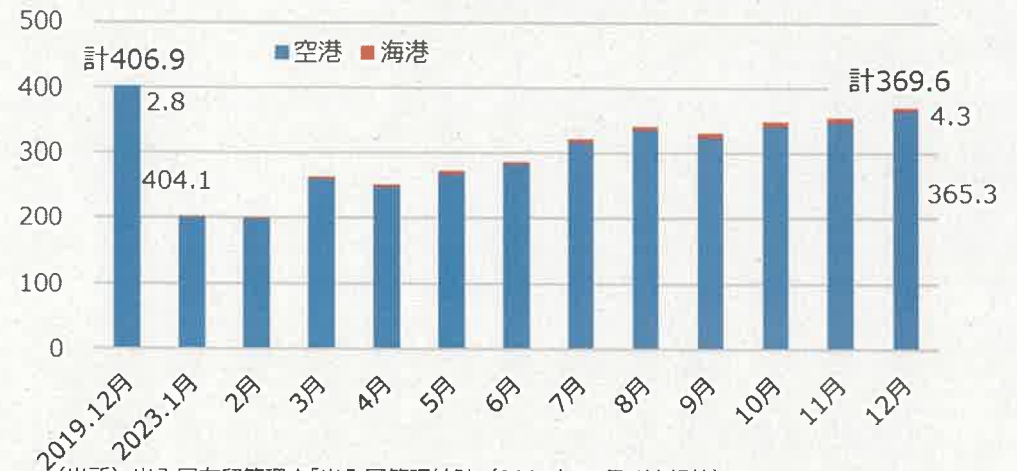
# 入国者数の増加に向けた対応等

- 2022年10月の水際措置緩和以降、入国者数は増加傾向。2023年1月には国際クルーズが再開し、国際線の運航の再開も本格化。
- 足元では、2023年12月の入国者数が、感染拡大前である2019年同月と比較して9割程度まで回復。
- 入国者数の増加に対応するため、税関検査場電子申告ゲート（Eゲート）等の機器の積極的な活用、職員の再配置等により、迅速な通関と厳格な取締りを両立。

## 2022年10月の水際措置緩和以降のトピック

- 2022/10/11 入国者総数の上限撤廃
- 2023/4/29 新型コロナ水際措置終了  
(ワクチン接種証明書又は出国前検査証明書の提出が不要に)
- 2023/5/8 新型コロナウイルス感染症の5類移行
- 2023/8/10 中国から日本への団体旅行解禁

＜入国者数の推移＞



(出所) 出入国在留管理庁「出入国管理統計(2023年12月は速報値)」

(注1) 海港には国際クルーズ、国際フェリー等が含まれる。

(注2) 入国者のほか船舶観光上陸許可証取得者が含まれる(2023年12月は同取得者を含まない)。

## ○ 税関における電子申告手続の概要

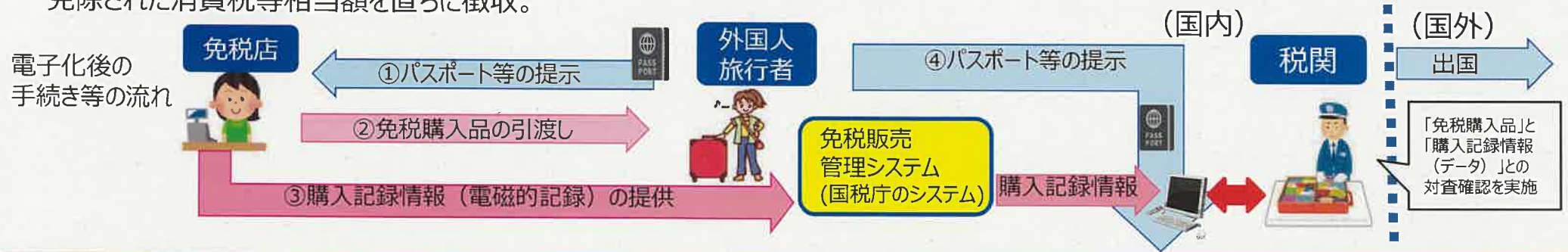




# 輸出物品販売場制度の適正な執行について

## 現状

- 外国人旅行者などが輸出物品販売場（いわゆる免税店）で、通常生活の用に供する物品を輸出するために購入する場合、一定の手続きに基づき消費税等が免税される。
- 購入者の利便性向上及び免税店の販売手続の効率化等を図る観点から、購入記録票の作成等を電子化（R3.10に完全実施）。
- 税関では、購入者の出国時に「免税購入品」と「購入記録情報」との対査確認を行い、免税品を輸出しないことが明らかとなった場合は、免除された消費税等相当額を直ちに徴収。



## 課題

- 捕捉の困難性：搭乗手続の締切り間際にチェックイン手続を行ったりすること等により税関のチェックをすり抜けようとする購入者も存在。
- 未納状態での出国：捕捉・賦課決定できたとしても、未納を理由に出国制限することはできず、滞納となる事案も多い。

(参考) 税関における賦課決定等の実績 (令和4年度)

| 賦課決定 |        | 滞納  |        |
|------|--------|-----|--------|
| 件数   | 金額(億円) | 件数  | 金額(億円) |
| 367  | 22.04  | 153 | 21.29  |

## 令和6年度税制改正の大綱 (令和5年12月22日 閣議決定)

- 外国人旅行者向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、出国時に税関において免税購入物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直す。
- 制度の詳細については、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和7年度税制改正において結論を得る。

# 大規模国際イベントに伴う取締強化

## これまでの水際取締の強化

- ▶ 東京オリパラ、故安倍元総理の国葬儀、G7広島サミットなどの**重要イベントの開催に際し、水際取締りの警戒レベルを上げて対応。**
- ▶ 応援職員の派遣、貨物・国際郵便・旅客の携帯品等の**検査強化**、港湾等の**巡回強化**、関係機関・業界団体との**連携強化**などを実施。

## 税関検査で発見された不審貨物の例※各画像はイメージ

刀剣類



ガスマスク



ドローン



クロスボウ



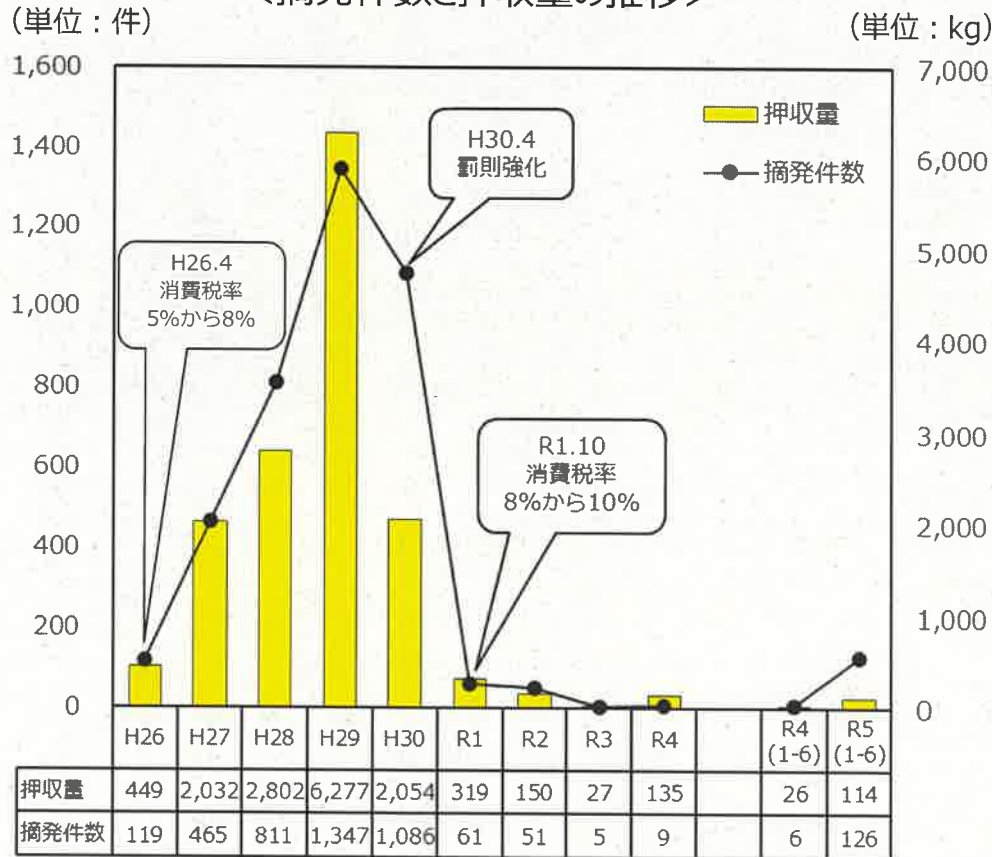
## 今後の対応

- ▶ これまでの対応で得たノウハウや経験を活用して、**引続き、関係機関と連携してテロ対策を検討・推進**
  - ・ **本年以降に開催される重要イベントに対し、長期の開催期間や多数の外国人観光客の訪日を踏まえ、対応を検討**
    - ※大阪・関西万博（2025/4/13-10/13）、国際園芸博覧会（2027/3/19-9/26）
- ▶ 国際的なテロの脅威に加え、電子商取引の拡大に伴う輸入貨物（SP貨物）の急増、インバウンド拡大に留意

# 金密輸入取締りに対する取組

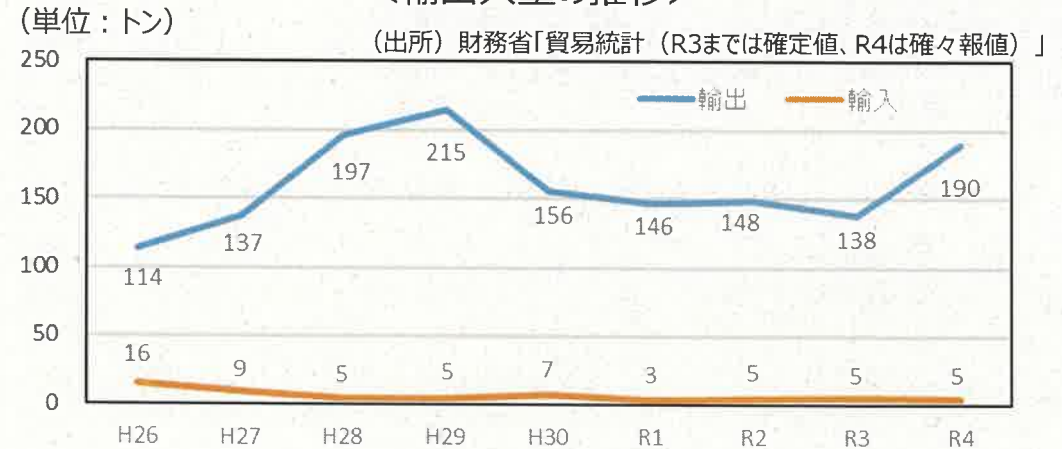
- 令和5年上半期における金の摘発件数は126件、押収量は約114kg。
- 平成30年4月の罰則強化を含む取組等により摘発は大幅に減少したものの、金の価格は高止まりしており、令和4年10月の水際措置緩和以降、密輸リスクの高まりが懸念。
- 隠匿手口が巧妙な事案も散見されることから、関係機関とも連携しつつ、検査機器の活用等により、引き続き、厳格に対応していく必要。

＜摘発件数と押収量の推移＞



(令和4年、5年は速報値)

＜輸出入量の推移＞



＜巧妙な隠匿手口＞

韓国から福岡空港に到着した航空機旅客の身辺に隠匿された金地金約2kgを摘発。  
(令和5年3月・門司税関)



ベトナムから福岡空港に到着した航空機旅客の携帯品(変圧器)に隠匿された金地金約3.7kgを摘発。  
(令和5年4月・門司税関)



# 不正薬物の摘発状況

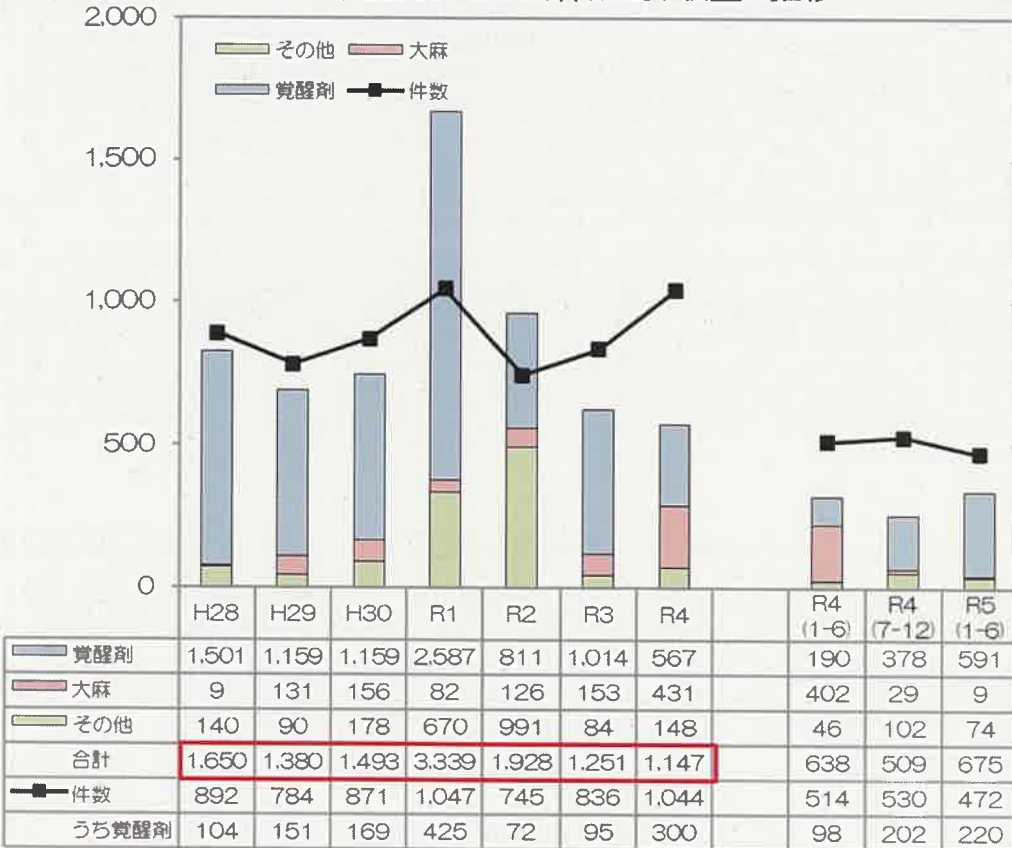
○ 令和4年における不正薬物の押収量は、7年連続で1トン超え。

(参考1) 不正薬物の摘発件数は1,044件（前年比25%増）、押収量は約1,147kg（同8%減）

(参考2) 覚醒剤の国内押収量全体（約6,155kg）に占める密輸押収量（約6,005kg）の割合は約98%（平成30年～令和4年累計）

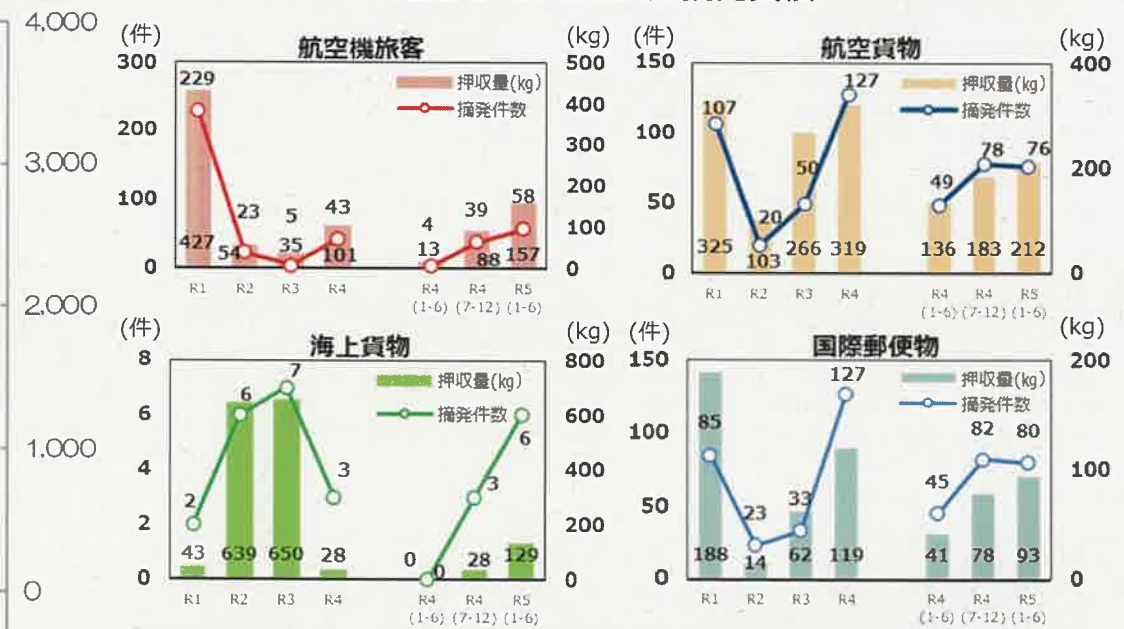
○ 覚醒剤の航空貨物及び国際郵便物からの摘発は依然として高水準で推移し、海上貨物からの摘発も増加。また、航空機旅客については、令和4年10月の入国規制の緩和以降、摘発が増加。

(摘発件数：件) 不正薬物の摘発件数と押収量の推移 (押収量：kg)



(注1) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。  
 (注2) 令和4、5年は速報値。

覚醒剤の密輸形態別摘発実績



## 【摘発事例】

令和5年3月、大阪税関はアラブ首長国連邦から到着した航空貨物（オイル缶）に隠匿された覚醒剤約13.6kgを摘発した。



# 最先端技術の導入

○ 不正薬物やテロ関連物資に対する厳格な検査と迅速な通関の両立や監視取締りの高度化のため、税関検査等において最先端技術を積極的に導入。

## ◎ X線CTスキャン検査装置



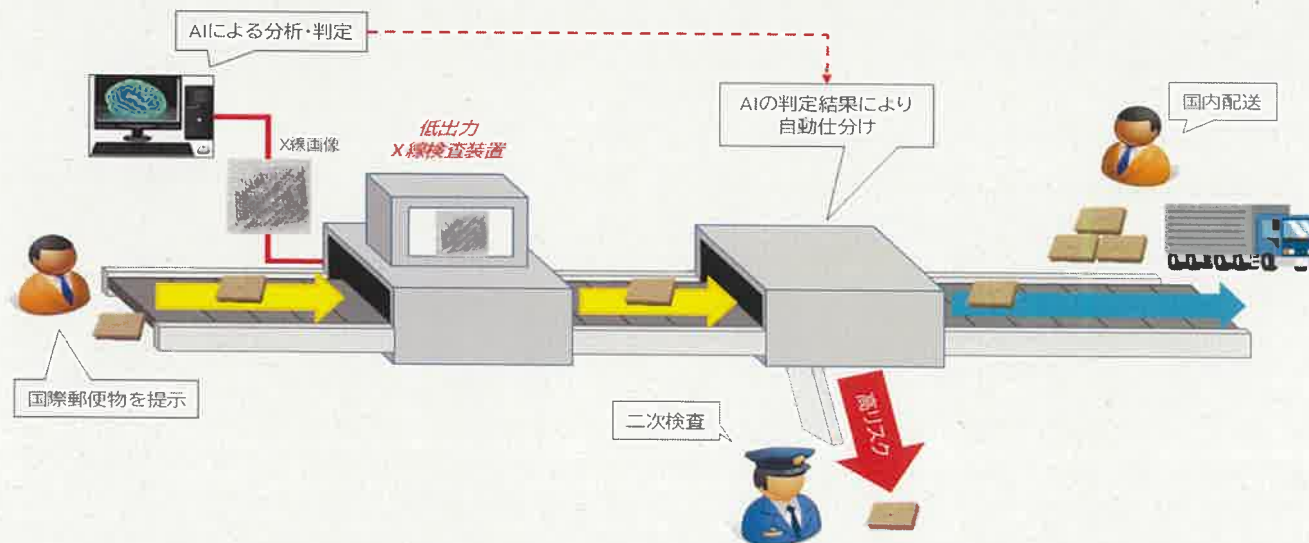
- 自動識別・画像解析機能を搭載。
- 要注意貨物（携帯品）を悉皆的・効率的に検査。

## ◎ 無人航空機



- 無人航空機を活用し、海岸線等における効率的・効果的な監視取締を実施。

## ◎ AI-X線画像識別機器



- AIを活用し、X線画像を基に内容物の識別を行うことで、検査対象郵便物の自動識別を行い、検査業務の効率化を図っている。

# 知的財産侵害物品の水際取締り

## 【知的財産侵害物品の取締りの状況】

- 令和4年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、26,942件（前年比4.7%減）。輸入差止点数は、882,647点（前年比7.7%増）。

### ◆ 知的財産侵害物品の輸入差止実績



### ◆ 制度改正後における商標権及び意匠権を侵害する物品の差止状況



(出所) 財務省「個人使用目的で輸入される模倣品の税関における取締り (改正関税法等施行後の状況) (令和5年9月8日)」

### 【海外事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化】

- 令和4年10月に改正関税法等が施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となった。
- 令和4年10月から令和5年6月までの間において、模倣品の輸入差止件数は24,591件（前年同期比26.5%増）、争う旨の申出は1,180件（前年同期比67.2%減）となっており、制度改正の効果が現れているものと考えられる。

### 【知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象拡大（令和5年度関税改正）】

- 事務負担軽減等の観点から、特定の場合に権利者の証拠・意見の提出を省略する簡素化手続の対象に特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密を追加する政令改正を実施。

# ロシア等に対する経済制裁について

## 1. ロシア等に対する輸出入禁止措置

- 令和4年2月下旬に始まったロシアによるウクライナ侵略に対し、G7を中心に、ロシアやベラルーシに対する制裁の一環として、輸出入禁止措置を実施。
- 我が国は、令和4年2月下旬より、外国為替及び外国貿易法により、ロシアやベラルーシの軍事関連団体に対する輸出禁止措置や、ロシアへの奢侈品、半導体、無人航空機、乗用自動車（ガソリンエンジン車・ディーゼルエンジン車は排気量1,900cm<sup>3</sup>超）等の輸出禁止措置、機械類・電気機械及び貴金属の輸入禁止措置を順次実施。
- また、令和4年12月、上限価格を超える価格で取引されるロシア産原油の輸入禁止措置を実施。さらに、昨年2月、ロシア産石油製品について同様の輸入禁止措置を実施。
- さらに、令和6年1月、非工業用ダイヤモンド（ロシアを船積地とする場合）の輸入禁止措置を実施。

## 2. 関税における最恵国待遇の撤回

- 令和4年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対するWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用を可能とするため、関税暫定措置法を改正（令和4年4月20日成立、翌21日施行）。  
（注）同日に施行した政令において、ロシアに対する当該措置の期限を令和5年3月31日とした。
- ロシアによるウクライナ侵略が継続しており、G7を始めとする国際社会と引き続き緊密に連携して対応する必要があることから、昨年3月の政令改正により、ロシアに対する当該措置の期限を令和6年3月31日まで延長。  
（参考）最恵国待遇とは、貿易相手国の産品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えることをいう。

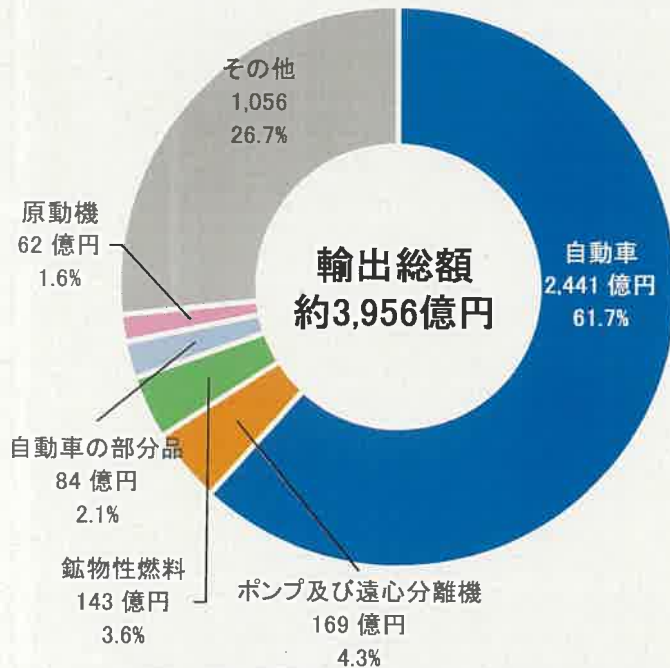
## 関税局・税関における対応

- 関税局では、第三国を迂回すること等による制裁逃れに係る情報共有等、G7等諸外国と連携。
- 税関では、制裁措置の実効性確保のため、輸出入貨物について、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認の要否に係る確認を行うなど、第三国迂回による制裁逃れ防止を含め、厳格な水際取締りを実施。

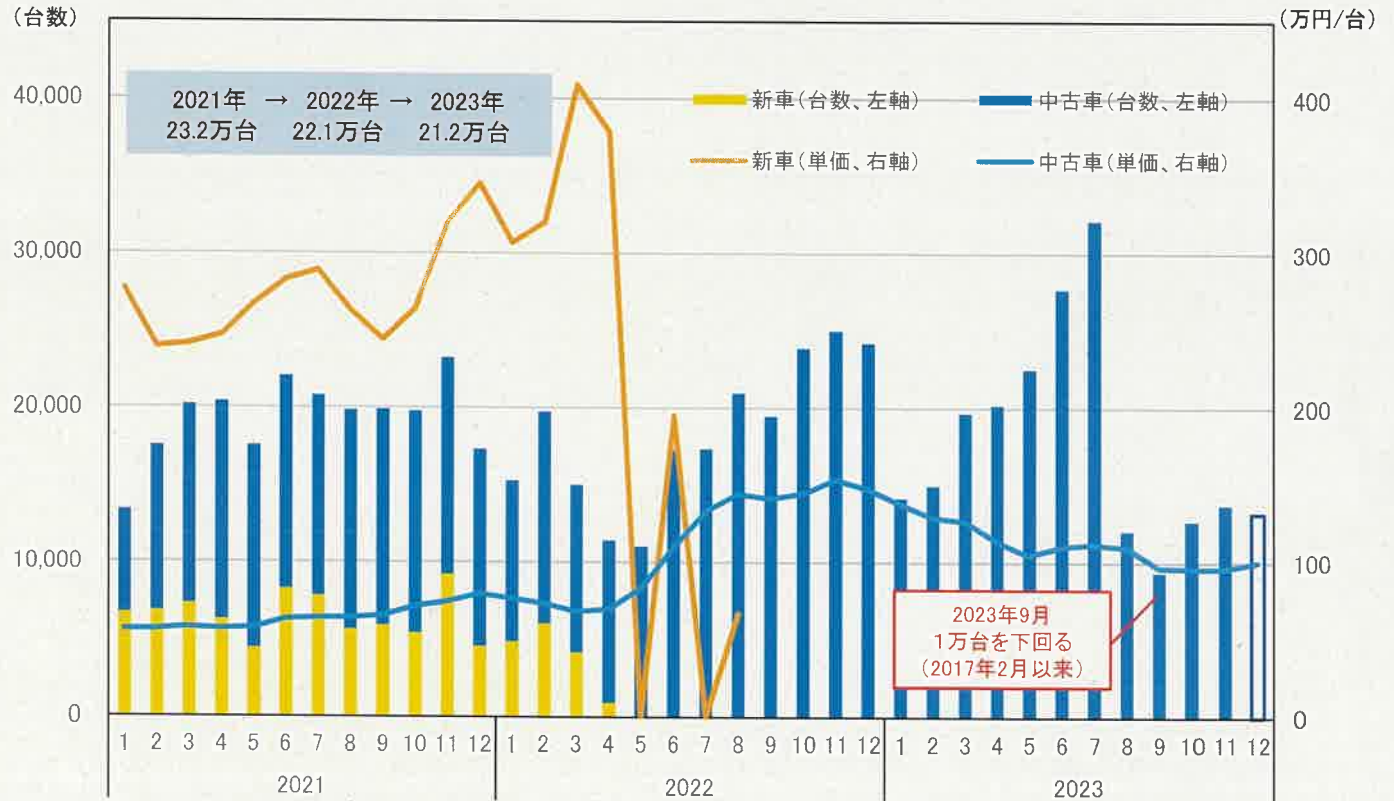
# ロシア向け乗用車の輸出状況等

- 2023年の日本からロシアへの輸出額は約3,956億円（前年比▲34.5%）
- 品目別では、自動車輸出額の約6割を占める。
- ロシア向け乗用車については、2022年4月5日から600万円超の乗用車が、2023年8月9日からは1,900cm<sup>3</sup>超の乗用車、ハイブリッドエンジン式乗用車等の輸出が規制されており、2023年9月の輸出は1万台を下回った（2017年2月以来）。

ロシア向け主な輸出品目  
(2023年)



＜日本からロシアへの乗用車の輸出台数の推移＞



(出所) 財務省貿易統計 (2023年12月速報値、2023年1-11月確報値、2022年以前は確定値)



# 経済安全保障上の脅威への対応

## 背景・課題

- 安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大。
- 経済安全保障上の脅威への対処が政府全体として重要な政策課題。
  - 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)
    - 国家安全保障局を司令塔とした、関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化
    - インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備
    - 経済安全保障を巡る情報の発信を始めとした関係者との連携に取り組む
- 政府全体の方針を踏まえ、関税局・税関としても、情報収集の強化等の取組を進める必要。

## 取組の概要

- 「軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の防止」の観点から以下に取り組む。
  - **情報の収集・分析（インテリジェンス能力）の強化及び適正通関の確保**

国内外の関係機関との連携促進により情報収集・分析能力を強化するとともに、厳格な審査や調査等により適正な輸出通関を確保。
  - **体制強化**

経済安全保障情報分析センター室を昨年7月に新設するとともに、輸出事後調査部門、情報管理室（官）、通関部門、旅具通関部門といった経済安全保障の確保に資する部門の体制を強化。職員の専門性向上。
  - **民間事業者との連携**

通関業者等の民間事業者への情報提供、規制対象物品に係る相談対応等を促進。また、経済安全保障の観点から疑義のある取引について、通関業者等の民間事業者に対し情報提供を依頼。
  - **規制対象物品の輸出実績の把握**

統計品目番号の設定等により規制対象物品の輸出実績の適時適切な把握・分析を通じて、不正輸出の防止を図る(経済産業省等と連携)。

# 経済活性化のための保税地域の活用

- 保税地域においては、関税等の徴収を留保したまま外国貨物の保管、加工、展示等が可能である。
- こうした保税地域の特性を様々な分野において活用することで、経済活性化への寄与が期待されることから、事業者等への制度周知による保税制度のニーズの掘り起こしや、ニーズを踏まえた対応等に取り組んでいる。

## 制度周知等の取組

- ✓ **業界団体等への制度紹介**  
関係省庁等と連携し、業界団体等に向けた制度の紹介やニーズのヒアリングを実施。
- ✓ **「保税蔵置場の新規許可申請に関するガイドライン」の作成**  
初めて保税地域の許可を受けようとする事業者向けに、手続きの流れ等をまとめたガイドラインを作成し、税関HPで公表。(R5.6)
- ✓ **「保税アドバイザー」の設置**  
保税制度についての相談員(保税アドバイザー)を設置。(R5.3)



保税アドバイザーによる  
食品関係団体へのセミナーの様相  
(R5.8)



保税蔵置場の新規許可申請に  
関するガイドライン

## 保税制度の新たな活用例

- ✓ **保税地域におけるアートフェア等の開催**  
保税地域においてアートフェアやオークション等を開催する際の要件を明確化したことにより、制度の活用が図られ、文化の振興等に寄与。
- ✓ **保税地域へのSAF※の搬入**  
保税地域へのSAFの搬入についての運用を整理したことにより、航空燃料の貿易手続きの円滑化を図り、カーボンニュートラル等に寄与。

※ SAF : Sustainable Aviation Fuel (持続可能な航空燃料)



保税展示場における  
アートフェアの様相  
(R5.7「Tokyo Gendai」)



保税地域へのSAFの搬入  
(イメージ) 17

# 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方に関する検討

- 保税制度を取り巻く国際物流の動向の変化に対応し、国際競争力の強化を図る観点から、**適正な水際取締りを維持しつつ、多様なニーズに対応し、貿易の円滑化を図るための保税制度のあり方**について検討する。

## 現状と課題

- 近年、輸入貨物の急増や物流業界の人手不足等、**保税制度を取り巻く国際物流の動向が大きく変化**している。
- また、こうした動きに伴い、保税業務等における煩雑な手続の解消をはじめ、**保税制度に対するニーズや課題に関する様々な声**が寄せられている。

## 対応の方向性

- **適正な水際取締りを維持しつつ、多様なニーズに対応し、貿易円滑化を図るための保税制度のあり方**について、以下の3つの柱（検討事項案）に基づき検討する。
- まずは、事業者のニーズや課題を幅広く把握するため**保税制度に関するアンケート**等を実施したところであり、その結果等を踏まえ検討を進める。

### 検討事項案

- ① **利用者の視点から見た煩雑な手続きの解消**  
→保税関係の各種手続きの円滑化について検討
- ② **効果的な検査・取締りの実施**  
→より効果的・効率的な水際取締りに向けたりソースの配分等について検討
- ③ **保税制度の潜在的なニーズの発掘**  
→新たに保税制度を利用する事業者が利用しやすい環境整備について検討

## ■ 保税制度に対するニーズや課題に関する声（例）

### 関税分科会における委員意見（抜粋）

（保税地域の）資格要件、報告義務、費用ということを勘案したときに、なかなか利用のほうに踏み切ることが難しいという状況にあるかと思います。場合によっては、それによって日本の保税地域に在庫を持つことを諦めざるを得ないような場合も散見されます。（略）今後の国際競争力を勘案すると、より使いやすい、あるいは迅速に利用できるような観点も重要なのではないかと日頃感じているところでございます。

### 国土交通省「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」 中間とりまとめ（抜粋）

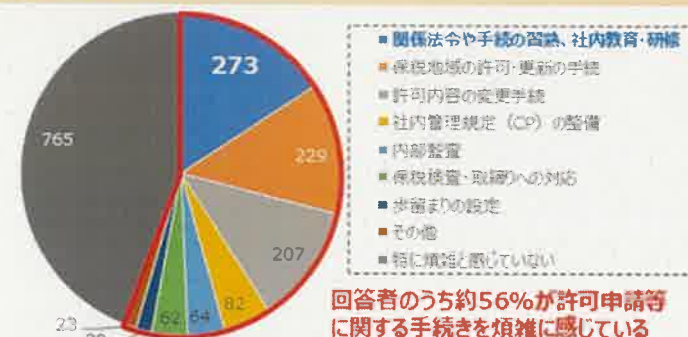
特に国際トランシップ貨物について、保税地域における加工・製造や再混載（リコンソリ）を行う上での課題が指摘されていることから、サプライチェーンの一環としての多様な物流ニーズに対応した環境整備に取り組む必要がある。

## ■ 保税制度に関する事業者アンケートについて

**調査対象・方法** 保税制度を利用している事業者、制度に関心がある事業者を対象とし、日本関税協会のHPからオンラインで回答。  
(R5.8.24～R5.9.22)

**回答者数** 2,266者

### 【回答結果例】



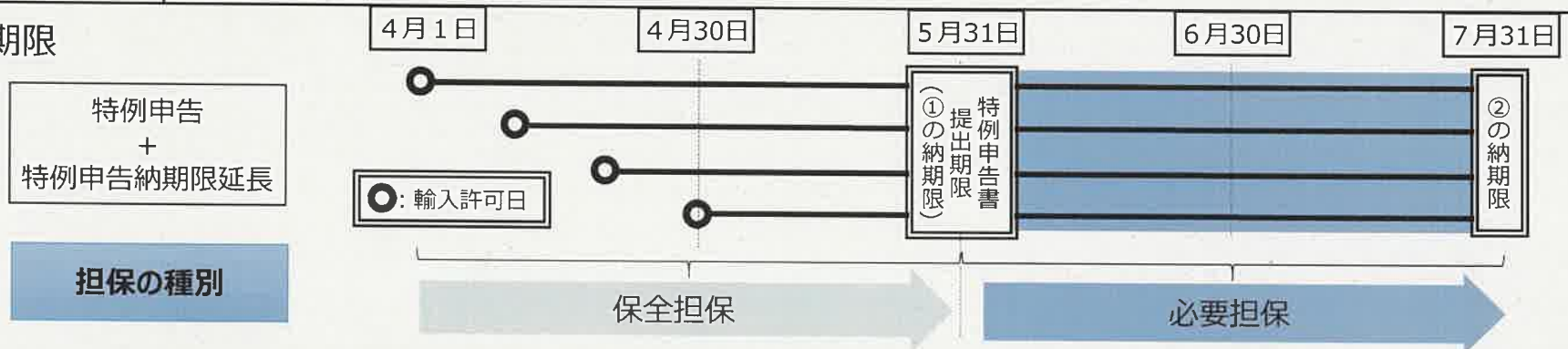
保税地域の許可申請・貨物管理体制の整備に関する手続きのうち、最も煩雑と感じるもの  
※保税地域の許可等を受けている事業者への質問

# 令和6年度関税改正の主要望

| 改正項目                 | 内容   |
|----------------------|--|
| 暫定税率等の適用期限の延長等       | <ul style="list-style-type: none"> <li>暫定税率及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度の適用期限の1年延長</li> <li>加糖調製品（5品目）については、併せて暫定税率の引下げ</li> <li>ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋については、暫定税率（無税）の撤廃</li> </ul>  |
| 沖縄の特定免税店制度の延長        | <ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄における特定免税店制度の適用期限の3年延長</li> </ul> <p>&lt;参考&gt; 沖縄における特定免税店制度<br/>           沖縄の市中又は空港の免税店において、沖縄から本邦の他の地域へ出域する旅客向けに販売される物品（外国貨物）について、20万円の範囲内で関税を免除する制度。</p>  |
| ルイボスのHS分類変更への対応      | <ul style="list-style-type: none"> <li>HS委員会の決定によるルイボスの分類変更に伴い、税細分を新設した上で、現行と同じ水準の関税率を設定</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;<br/>           ルイボスとは南アフリカの一部地域に自生するマメ科の落葉低木。ルイボスティーの原料は、2～3mm幅に切ったルイボスの葉を発酵・殺菌したもの。</p>   |
| 特例申告納期限延長に係る担保の取扱い緩和 | <ul style="list-style-type: none"> <li>AEO制度における特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保の提供について、関税等の保全のために必要があると認められる場合に求める取扱いに緩和</li> </ul> <p>&lt;参考&gt; 現行の特例申告納期限延長<br/>           特例輸入者が、特例申告の期限（納期限）までに納期限の延長を申請し、かつ、関税額に相当する額の担保を提供した場合に、2か月以内に限り納期限が延長される。</p> |

## ◎ 特例申告納期限

(現行制度)



担保の種別

# 認定事業者（AEO）制度



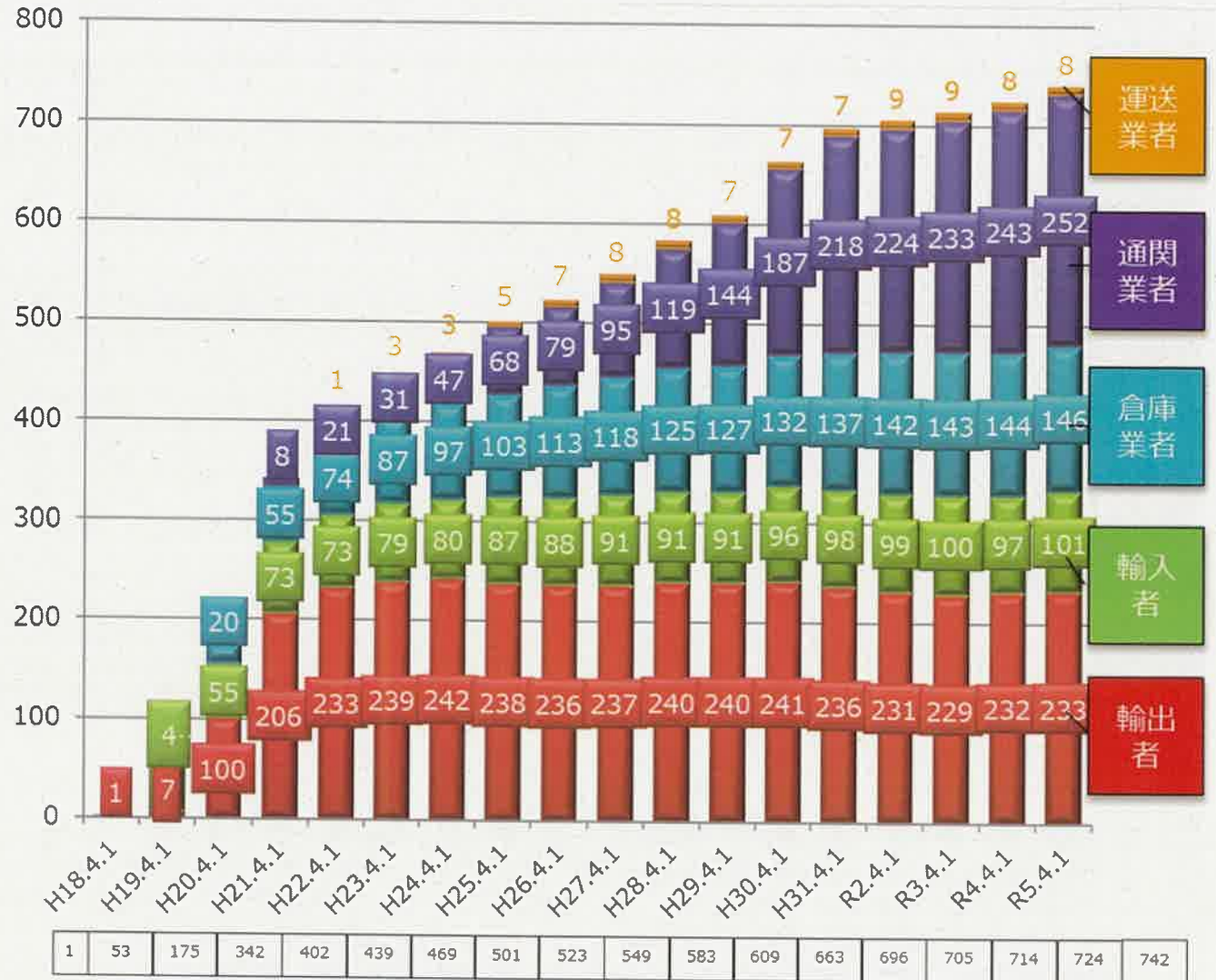
Authorized Economic Operator Program

## AEO (Authorized Economic Operator) 制度

- 貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されたAEO事業者に対して、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。
- AEO事業者の総数は堅調に推移しているものの、特例輸入者の数は100者程度にとどまっており、近年は横ばいの状況。

## AEO相互承認

- 相手国のAEO制度を相互に承認することにより、相手国のAEO事業者の輸出入貨物に対し、自国における税関手続を行う際に便益を与えることを認め、二国間の一層の安全かつ円滑な物流を目指す仕組み。
- 現在、我が国は13の国・地域（ニュージーランド、米国、カナダ、EU、韓国、シンガポール、マレーシア、香港、中国、台湾、オーストラリア、英国、タイ）との間で相互承認に署名。
- 現在、スイス及びインドと交渉中。



AEO事業者数（令和6年1月15日現在）：752者（内訳：輸出者：230、輸入者：102、倉庫業者：151、通関業者：260、運送業者：9）

# 税関行政の中長期ビジョン「スマート税関構想2020」

## 概要

税関を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者の一層の利便向上を図る等により、「**世界最先端の税関**」(スマート税関)の実現を目指す税関行政の中長期ビジョン(2020年6月に取りまとめ、公表)

## 主な施策・取組状況

### Solution (利便向上策)

税関手続における利便性の更なる向上のため、

- ・ 入国旅客に係る納税手続において、クレジットカード決済等によるキャッシュレス納付を可能に
- ・ 輸入申告事項への「輸入者の住所・氏名」等の追加及び税関事務管理人制度の見直し 等

### Multiple-Access (多元連携)

水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させるため、

- ・ 関係機関、貿易関係事業者等とのパートナーシップを強化
- ・ 税関施設等の計画的な整備に向け関係機関等との連絡調整体制を構築 等

### Resilience (強靱化)

社会構造の変化、災害リスク等に備えつつ、税関行政を維持・発展させるため、

- ・ 柔軟な働き方のための環境整備として、テレワーク環境を充実
- ・ 海岸線等における効率的・効果的な監視取締りのため、ドローンを活用 等

### Technology & Talent (高度化と人材育成)

AI等の先端技術により、税関業務を高度化させるため、

- ・ ビッグデータのAI解析による業務支援やスマートグラスを活用した審査及び検査等の効率化など、税関業務へ先端技術を積極的に導入

# スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の策定等

## 税関を取り巻く新たな環境変化

スマート税関構想の取りまとめ後においても、モノ・ヒト・カネの流れの趨勢的な拡大に加え、

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化
- ・ 越境電子商取引の拡大による輸入貨物の急増等によるサプライチェーンの変化の加速
- ・ 民間部門のデジタルトランスフォーメーションを含む経済社会全体のデジタル化の急速な進展
- ・ 経済安全保障上の脅威への対処を含む新たなニーズの出現

など、内外のダイナミックな構造変化の流れを受けて、大きく変化。

- 環境変化へ適時に対応するとともに、ニーズも的確に捉え、**新たな施策に取り組む必要**
- 「スマート税関構想」を**構想に留めることなく、スマート税関を実現していくことが重要**

「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」を策定し公表（2022年11月）

## スマート税関構想の関連施策に係る工程表

「スマート税関構想2020」で掲げられている各施策については、**目標・達成時期を定めた工程表に基づき進捗管理**を行いつつ、可能なものはスケジュールを前倒しするなど、積極的に取り組んでいる。

「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」に係る**新規施策及び継続施策**について、**新たに工程表を作成し公表**。（昨年6月）



1. 最近の関税政策・税関行政

2. 国際関係

3. 関係団体等との協力について



# 我が国 E P A 等の現状

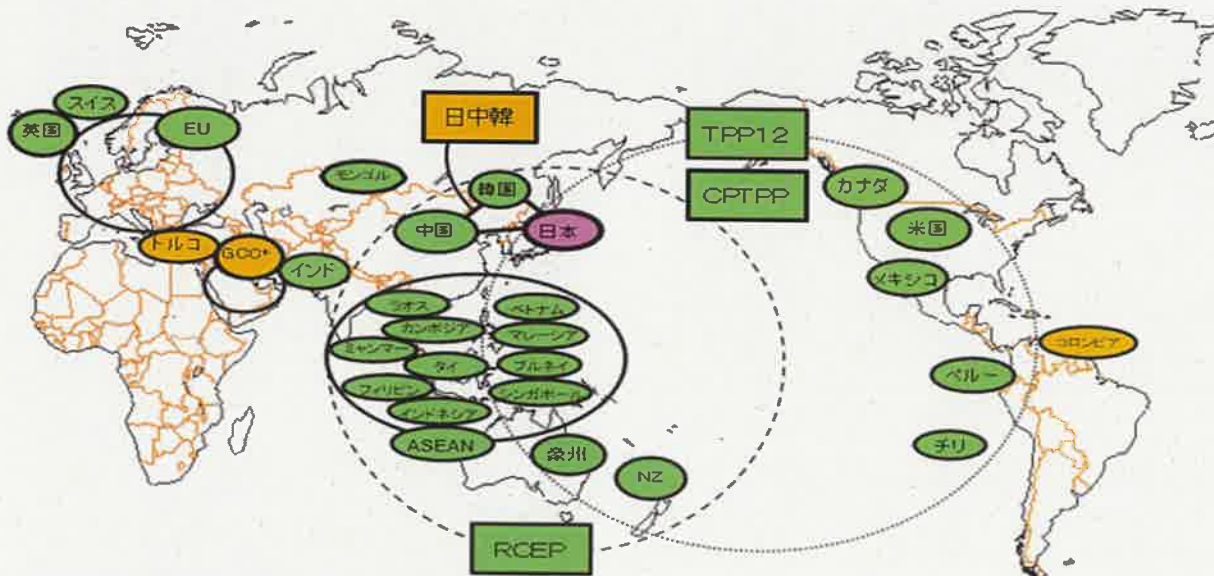
## 発効済 (20)

シンガポール（2002年11月（07年9月改正））、メキシコ（2005年4月（12年4月改正））、マレーシア（2006年7月）、チリ（2007年9月）、タイ（2007年11月）、インドネシア（2008年7月）、ブルネイ（2008年7月）、ASEAN（2008年12月、（2020年8月改正））、フィリピン（2008年12月）、スイス（2009年9月）、ベトナム（2009年10月）、インド（2011年8月）、ペルー（2012年3月）、豪州（2015年1月）、モンゴル（2016年6月）、CPTPP（2018年12月）、EU（2019年2月）、米国（2020年1月）、英国（2021年1月）、RCEP（2022年1月）

## 署名済 (1)

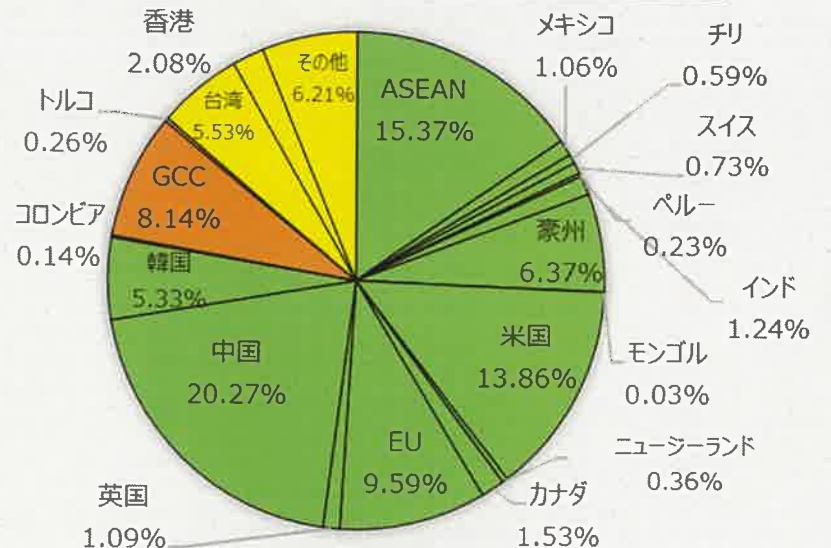
TPP12（2016年2月）※2017年1月に米国が離脱を表明。

●：既にEPA/FTA等が発効済・署名済の国・地域 ●：現在EPA/FTA等の交渉をしている国・地域



(注1)GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)  
(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)  
(注2)米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定  
(2023年7月現在；外務省HPより抜粋)

### 日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合 (2022年)



|             |         |
|-------------|---------|
| 発効済+署名済     | 計：77.7% |
| 交渉中(含む中断中)  | 計：8.5%  |
| 発効済+署名済+交渉中 | 計：86.2% |

出典：財務省貿易統計（確々報値）

# 交渉開始・再開に向けて動きのある E P A

## 1. 日イスラエル（交渉開始に向けた動き）

- 日本とイスラエルとの間では、2022年外交関係樹立70周年を迎え、近年特に経済関係が大きく発展している。このような状況を踏まえ、2022年11月、日本とイスラエルは、「あり得べき日・イスラエル経済連携協定（E P A）に関する共同研究」を立ち上げることで一致。2023年3月には共同研究第1回会合（オンライン）、同年8月には第2回会合（オンライン）、同年9月には第3回会合（オンライン）を開催。両国は、共同研究報告書の作成に向けた調整を着実に進めていくことで一致。

## 2. 日バングラデシュ（交渉開始に向けた動き）

- 日本とバングラデシュの間では、2022年外交関係樹立50周年を迎え、近年特に経済関係が大きく発展している。このような状況を踏まえ、2022年12月、日本とバングラデシュは、「あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定（E P A）に関する共同研究」を立ち上げることで一致。2023年4月には共同研究第1回会合（於東京（ハイブリッド形式））、同年7月には第2回会合（於ダッカ（ハイブリッド形式））、同年9月には第3回会合（於東京（ハイブリッド形式））を開催。両国は、共同研究報告書の作成に向けた調整を着実に進めていくことで一致。

## 3. 日GCC・FTA（交渉再開に向けた動き）

- 2006年に交渉開始するも2009年に交渉中断。昨年7月16日、岸田総理が中東歴訪中にブダイウィGCC事務総長の表敬を受け、かつてないレベルで日本とGCC諸国との間の経済関係が活発化していることを踏まえ、貿易・投資を促進する法的基盤として、2024年中の交渉再開と、それに向けた事前協議の開始で一致。

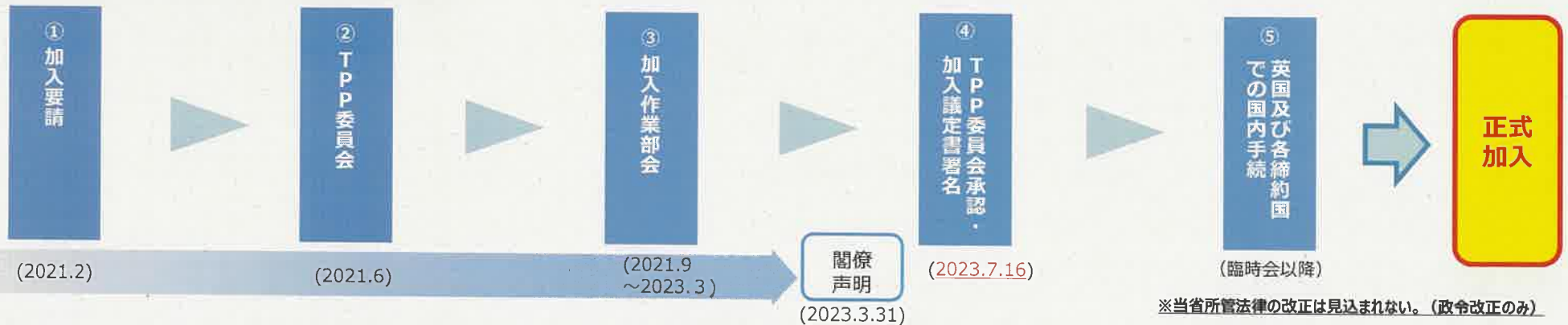
# CPTPPへの新規加入の動き

- CPTPPは、2017年の米国のTPP離脱を踏まえ、2018年3月署名。
- 市場アクセス面でも、電子商取引、知財、政府調達、国有企業等ルールの内容でもハイレベルの内容。
- 原締約国は、日本、豪州、カナダ、メキシコ、NZ、ペルー、シンガポール、ベトナム、マレーシア、チリ、ブルネイ。
- 現在、英国に続き6つのエコノミーが加入要請を提出（中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ及びウクライナ）。

## 英国加入プロセス

- 2021年2月の加入要請後、同年6月TPP委員会（閣僚級）で**加入手続開始が決定**。
- 2021年9月28日から加入作業部会（議長：日本）を開催。英国が高いレベルのルールを遵守できるかの確認作業を実施。2022年2月18日以降、**市場アクセスを含む包括的な交渉プロセスへ移行**。
- 2023年3月31日、**英国の加入交渉について実質的な妥結を公表**。
- 2023年7月16日、TPP委員会において締約国及び英国により**英国加入議定書に署名**がなされ、今後、各国においてその締結に必要な国内手続を行う予定。

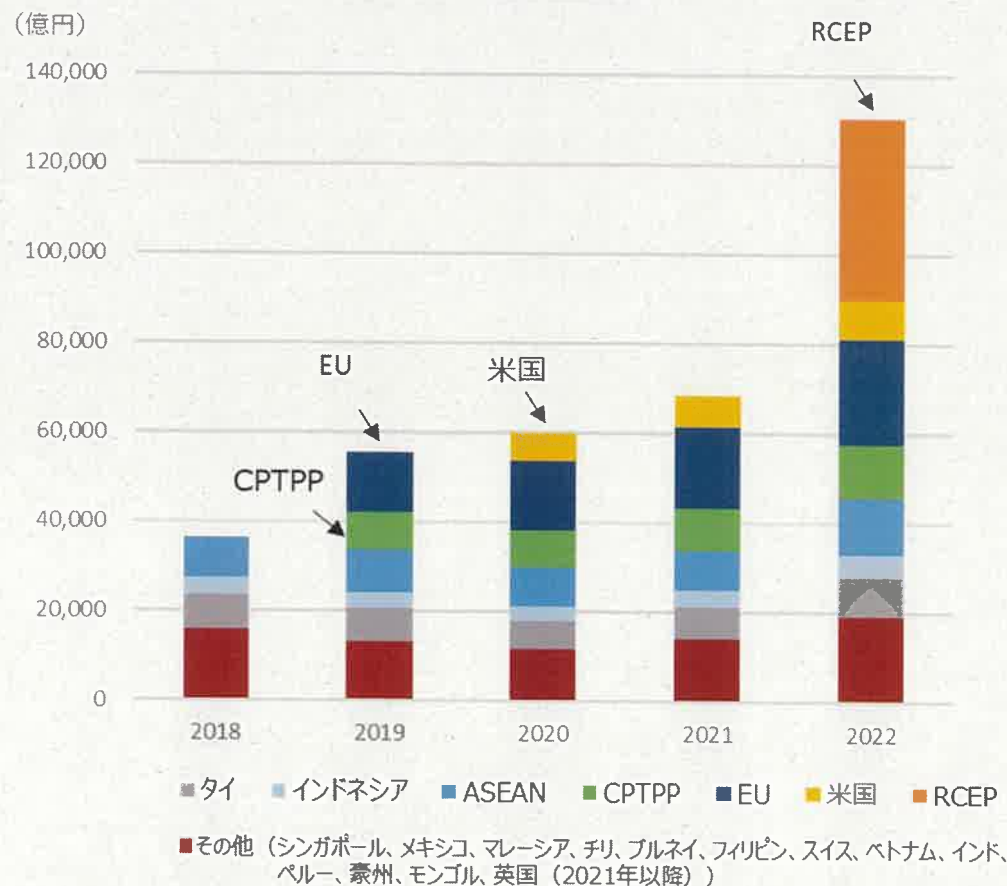
## 英国の加入手続の流れ



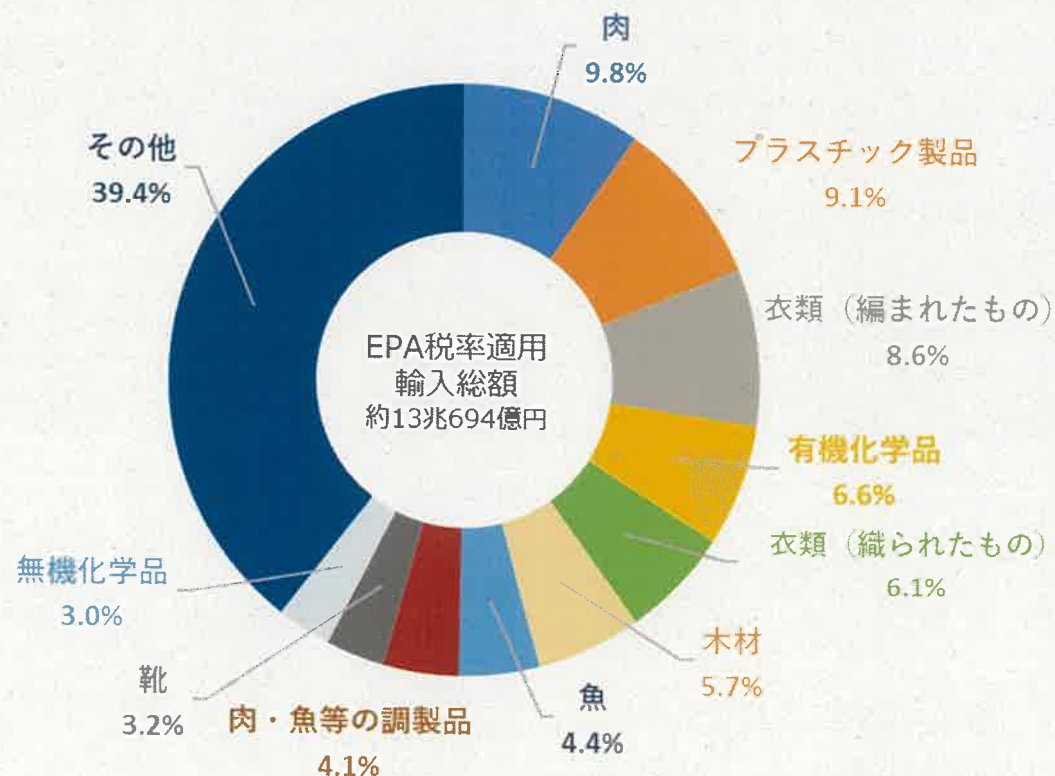
# EPA利用状況

- EPA適用額は年々増加し、2022年では13兆円を超えた。EPA別では2022年1月に発効したRCEPが全体の31.3%を占め、最も適用輸入額が多くなっている。
- 品目別には、肉（9.8%）、プラスチック製品（9.1%）、衣類（8.6%）で利用されている。

EPA税率適用輸入額推移  
(2018~2022年)



品目別EPA税率適用輸入割合  
(2022年)



# 「経済連携協定（EPA）等の利用に係るアンケート」 調査結果

## 目的と概要

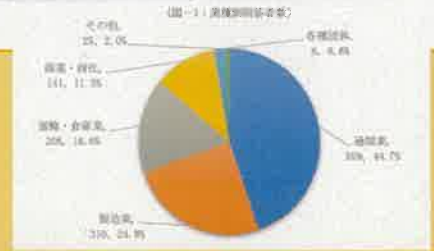
目的：EPA等の更なる利活用促進を図る観点から、事業者のニーズを把握する

- ・実施期間：2022年12月13日-2023年1月31日
- ・実施方法：関税協会協力の元、同協会ホームページ及び税関ホームページで周知
- ・有効回答者数：1,115者

結果概要：●EPAを利用しない主な理由として、事務負担やコストがかかる一方、EPAを適用することで得られるメリットが少ないことや、事務手続きにあたって社内の体制が整っていないこと等が挙げられた。

●また、EPA利用に係る相談や必要な情報収集において税関への期待は大きく、EPA利用に係る情報入手・相談相手先について、699者（約6割）が日本税関を回答した。

●日本税関への要望としては、原産地証明手続の円滑化、情報発信の更なる強化、税関ホームページの利便性向上等について挙げられており、これらに基づいて日本税関として施策を講じてきたところ。



## アンケートの結果

図-7：EPAを利用しない理由（輸入）



図-8：EPAを利用しない理由（輸出）



図-9：情報入手・相談相手先



図-11：税関手続きに関する情報の入手先

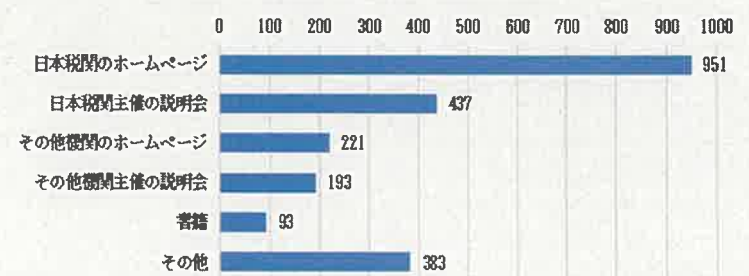


図-10：相談内容

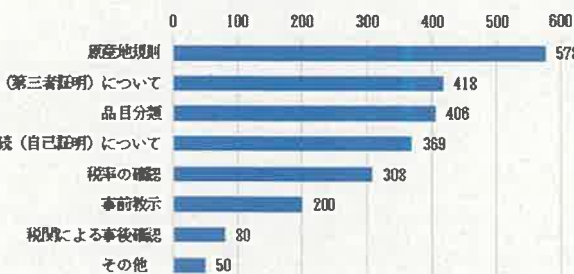


図-12：税関ホームページを利用する理由



# EPA利用促進に向けた取組

- 事業者のEPA利用促進に向けた取組については、RCEP協定の発効後、我が国の貿易総額に占めるEPA等発効済の国・地域との貿易額の割合が約8割となったことにより、EPAの利用機会の更なる拡大が見込まれることを踏まえ、より一層の利用促進に向けた支援が必要とされている。

## 具体的な取組

- **情報発信の強化**：税関HPの利便性向上及び参考資料や動画コンテンツの充実等による情報発信の強化。
- **説明会の実施**：事業者のニーズに沿った説明会の開催による理解の促進。
- **輸出者支援**：輸出相談窓口の設置やEPA相手国に関する情報の充実による輸出者支援。
- **アンケートの実施**：ヒアリングやアンケートを通じたニーズの把握。

### 【利便性の向上】



EPA関連の情報を集約

### 【コンテンツの充実】



#### リーフレット等の充実

- 特恵税率適用の条件等
- 品目別原産地規則の検索
- 事後確認
- 通販貨物や個人輸入貨物へのEPA利用について



#### YouTubeの活用

- EPAとは何か？
- メリット・利用手順について



- EPAの利用に向けて～原産地規則～



- 自己申告制度について(制作中)

# インド太平洋経済枠組み（IPEF）

## 1. 経緯

- 2022年5月23日、米国が、バイデン大統領訪日時に、枠組みの立上げを発表。
- 2022年9月9・10日、閣僚会合を開催（於：ロサンゼルス）。以下の4つの柱に関する閣僚声明を発出。以降、7回の対面交渉会合にて精力的に議論を実施。
- 2023年5月27日、閣僚会合（於：デトロイト）にて柱2（サプライチェーン）の協定交渉が実質妥結。

## 2. IPEFの概要

- 参加国：日・米・豪・ブルネイ・フィジー・インド（柱①を除く）・インドネシア・韓国・マレーシア・NZ・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナム（14カ国）
- 交渉分野：以下の4つの分野を柱として協力の枠組みを構築。

### 柱①貿易

- ・労働
- ・環境
- ・デジタル経済
- ・農業
- ・透明性及び良き規制慣行
- ・競争政策
- ・貿易円滑化
- ・包摂性
- ・技術支援及び経済協力

### 柱②サプライチェーン

- ・重要分野及び物品の基準の策定
- ・重要分野と物品における強靱性及び投資の増加
- ・情報共有及び危機対応のメカニズムの構築
- ・サプライチェーンにおける物流管理の強化
- ・労働者の役割の強化
- ・サプライチェーンにおける透明性の向上

### 柱③クリーンな経済

- ・エネルギー安全保障及びエネルギー移行
- ・優先部門の温室効果ガス排出削減
- ・持続可能な土地、水及び海洋の解決策
- ・温室効果ガス除去のための革新的技術
- ・クリーン経済への移行を可能にするインセンティブ

### 柱④公正な経済

- ・腐敗防止
- ・税
- ・キャパシティ・ビルディング及びイノベーション
- ・協力、包摂的な連携及び透明性

# 税関相互支援協定（CMAA : Customs Mutual Assistance Agreement）

- 税関当局間において、社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束

## <相互支援の条件>

- ・締約国の国内法令に従い、かつ、税関当局の利用可能な資源の範囲内で行う。

## <相互支援の具体例>

- ・情報交換（情報は秘密として取り扱われ、相手国の同意がない限り刑事手続に使用しない（注）等）  
（注）平成24年度の関税法改正（108条の2）により、外国税関当局から要請があった場合には、我が国税関が提供した情報の外国における刑事手続への使用に同意できることとなった。
- ・特定の対象（人、貨物、輸送手段等）に対する監視
- ・コントロールド・デリバリー

## <税関相互支援の枠組みの現状>（2023年10月現在41か国・地域）

### ○税関相互支援協定

米国（1997.6）、韓国（2004.12）、中国（2006.4）、EU（2008.2）、ロシア（2009.5）、オランダ（2010.3）、イタリア（2012.4）、南アフリカ（2012.7）、ドイツ（2014.12）、スペイン（2015.5）、ノルウェー（2016.9）、メキシコ（2018.7）、ウズベキスタン（2019.12）、英国（2021.1）、ブラジル（2021.9）、ウルグアイ（2021.10）、モルドバ（2022.6）、バングラデシュ（2023.4）、**ボリビア（2023.6）**、イラン（2021.8署名）

### ○経済連携協定関連

シンガポール（2002.11）、マレーシア（2006.7）、タイ（2007.11）、インドネシア（2008.7）、ブルネイ（2008.7）、フィリピン（2008.12）、スイス（2009.9）、ベトナム（2009.10）、インド（2011.8 2022.5改定）、ペルー（2012.3）、オーストラリア（2015.1）、モンゴル（2016.6）、CPTPP（※）

（※）CPTPP参加国：メキシコ（2018.12）、シンガポール（2018.12）、ニュージーランド（2018.12）、カナダ（2018.12）、オーストラリア（2018.12）、ベトナム（2019.1）、ペルー（2021.9）、マレーシア（2022.11）、チリ（2023.2）、ブルネイ（2023.7）、英国（2023.7署名）

### ○税関当局間取決め

オーストラリア（2003.6 2017.7改定）、ニュージーランド（2004.4 2014.6改定）、カナダ（2005.6）、香港（2008.1）、マカオ（2008.9）、フランス（2012.6）、ベルギー（2017.7）、オーストリア（2019.5）

### ○その他

台湾（2017.11）

- ・（注1）同じ国と別形式の文書を作成している場合は、1か国としてカウント（例：オーストラリアとは経済連携協定と税関当局間取決めを作成）
- ・（注2）EPAの中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの
- ・（注3）台湾は、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会間の民間取決め
- ・（注4）CPTPPについては、協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了した国について、協定の効力が発生
- ・（ ）内は発効年月
- ・下線は、外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの



# 日韓税関協力会議

## 背景

- 日韓税関協力会議は、税関当局のトップ同士が、当局間の協力案件等について議論を行う場として、前身である「日韓税関実務会議」を含め、1970年以降、これまでに31回開催されている。直近の第31回は2016年11月に東京にて開催されたが、それ以降、新型コロナウイルスの感染拡大等により開催されていなかった。

## 会議の概要

- 2023年6月29日に実施された日韓財務対話での合意事項の一つとして、同年9月7日、韓国（ソウル）にて会議を開催。日本側から江島関税局長らが、韓国側からコ・グアンヒョ関税庁長らが出席。
- 以下の議題について、税関当局の立場から意見交換を実施。
  - ① 対ロシア・北朝鮮制裁の実効性確保
  - ② 越境電子商取引に関する協力
  - ③ RCEPの円滑な実施のための協力
  - ④ 麻薬等密輸取締のための協力
- 今後も実務者レベルで対話・協力を進めていくことを確認。



# WCO（世界税関機構）の概要・最近の動き

- ・世界185か国・地域からなる税関関連の国際機関。1952年に設立（日本は1964年に加入）。
- ・各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的。
- ・HS条約等の国際標準の策定、密輸・テロ対策の推進、税関分野の技術協力等を実施。

## 我が国の貢献

- ・事務総局長を含め16名の職員（うち本部に13名）を派遣し、事務局における政策立案・実施に大きく貢献。
- ・分担金：第3位（約6.40%、2022/2023年度）  
関税協力基金（技術協力）：米国に次ぎ第2位の拠出（約19.6%、2021/2022年度）
- ・WCOの運営や税関手続等に係る議論に積極的に参画。税関の国際標準の策定等に貢献。

## 最近の動き

- ・2023年6月のWCO総会において、次期事務総局長選挙が実施され、御厨事務総局長の後任として、米国のイアン・サンダース氏（2024年1月～2028年12月）が選出された。

## （参考）事務局

- ・本部：ブリュッセル（ベルギー）
- ・事務総局長：御厨 邦雄（日本）、任期：2009年1月～2023年12月（3期合計）
- ・アジア大洋州（AP）地域における主な地域事務所  
キャパシティビルディング地域事務所（ROCB・AP）：バンコク  
地域情報連絡事務所（RILO・AP）：ソウル ※本年1月からは東京  
地域研修センター（RTC）：税関研修所（柏市）ほか  
地域税関分析所（RCL）：関税中央分析所（柏市）ほか



# WCOアジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O・A P）の日本招致

## 概要

- R I L O（Regional Intelligence Liaison Office）
  - ・ 密輸情報交換の促進のための世界税関機構（WCO）の地域オフィスであり、世界に12箇所。
  - ・ 日々の情報交換の他、地域レベル、全世界レベルの密輸取締り強化策を企画・実施。
  - ・ 日本が参加するアジア大洋州地域情報連絡事務所（R I L O・A P）は、現在、韓国税関がホスト。  
（任期：2023年12月末まで）
- 2022年5月18・19日にインドネシア・バリで開催されたWCOアジア・大洋州（A P）地域 関税局長・長官会合において、**R I L O・A Pの日本ホストが決定**。  
（今回の決定による日本の任期は2024年1月から2027年12月までの4年間）

## 期待される効果

- R I L O・A Pの日本ホストにより、
  - ・ 関係国・地域間の情報の拠点（ハブ）となり、情報収集ネットワークの強化
  - ・ 税関のインテリジェンス分野における日本のプレゼンスの向上といった効果が期待でき、効果的・効率的な取締りが可能となる。

## 今後の取組

- 情報の拠点（ハブ）として機能すべく、WCO及びA P地域の税関当局との関係強化、税関分野における国際協力の推進に引き続き取り組む。

## 関税技術協力

- 経済的・地理的に結び付きの強いASEAN諸国を重点としつつ、各地域の特性に応じた支援を実施。
- JICA及びWCO（世界税関機構）等の国際機関との協調により効果的な支援を実施。
- 令和4年度から対面による支援を段階的に再開。

### 主な実施形態と実施例

#### 【受入研修】

日本で開催するワークショップ等に開発途上国税関職員を受入れ

（例）アジア地域の税関職員10名程度を受け入れ、税関研修所や税関での講義・視察を実施。参加者は各国が抱える課題に対してアクションプランを作成。

#### 【専門家派遣】

支援対象国で開催するワークショップ等に我が国の税関職員を派遣

（例）太平洋島嶼国及びアフリカ地域の税関職員を対象とする、WCO及びJICAと連携して実施するマスタートレーナープログラム（現地の指導教官となる職員を育成するプログラム）に、我が国税関職員を専門家として派遣。

#### 【JICA長期専門家】

JICAの予算を活用し、2～3年程度の期間、支援対象国に我が国の税関職員が専門家として常駐し、助言等を実施

（例）マレーシアにおける税関分析所の設立及び円滑な運用に向けた支援、タイ税関における人材育成能力強化に係る支援を実施。



※令和4年度は一部事業についてオンラインを活用しながら、受入研修を21件（218名）、専門家派遣を46件（143名）実施。

1. 最近の関税政策・税関行政

2. 国際関係

3. 関係団体等との協力について

# 関係団体や事業者との意見交換の充実

## 背景・課題

- 物流の現状や事業者の直面する課題について把握し、関税・税関行政の改善につなげる等の観点から、関係団体や事業者との意見交換を積極的に実施している。
- 物流には、船会社、航空会社、フォワーダー、海貨業者、通関業者、倉庫業者、商社、メーカーと様々なプレイヤーが関わっており、また特に近年は越境電子商取引の拡大に伴い、ECプラットフォーム等の新しいプレイヤーも登場している。関係団体や事業者から現場の声を聴くことで、通関手続にとどまらず、物流全体の課題等の把握が可能となっている。
- 関係団体や事業者との意見交換は、それぞれにおいて率直な意見を伝える場として用いられており、また、税関における運用を見直す等、関税・税関行政の改善につなげている。
- これまでの意見交換の相手方は、東京に本社がある事業者で構成される団体が中心であるため、今後は、地方の事業者の声も聴いていく必要。

## これまでに意見交換を実施した関係団体・事業者

- 関係団体：航空貨物運送協会、日本関税協会、日本通関業連合会、日本貿易会 等
- 事業者：アマゾンジャパン合同会社、ヤフー株式会社、楽天グループ株式会社 等

## 関係団体の意見等を踏まえ、関税局・税関において実施した施策例

### 税関手続の電子化（政令改正）

- 減免税関係手続等の200以上の税関手続について、NACCSを用いて申請等を行うことができるとし、書面手続を電子化。(2021年4月)

### 通い容器に関する免税手続の簡素化の対象拡大（政令改正）

- 通い容器に関する免税手続について、簡素化の対象を輸出入ともにAEO承認を受けている者だけでなく、AEO輸出者とAEO輸入者が異なる場合等に拡大。(2022年4月)

## 取組の概要

- 関係団体の意見交換を継続し、事業者の新たなニーズを把握するとともに、関税・税関行政の改善につなげていく。
- 今後は、地方の関係団体にも取組を広げていく。また、関係省庁等と連携し、輸出支援にも力を入れていく。

# 学生フォーラムの開催（2024年3月11日開催）

## ▶ 学生フォーラム～国際物流と貿易の未来を考える～

学生の皆さんを対象とした国際物流と貿易の未来を考える「学生フォーラム」を開催します。  
様々な社会情勢の変化は、国際的な貿易や物流の世界にも大きな変化をもたらしています。

国際物流と貿易の未来を考える「学生フォーラム」を通じて、現下の課題への対応や将来像について学生の皆さんと共に考えるフォーラムを目指しています。

また、フォーラムのサブイベントとして、共催・協力団体の職場見学や交流会も実施します。

「学生フォーラム」は、税関発足150周年事業として、2023年3月に初めて開催した官民と学生が連携したイベントであり、好評につき第2回目も開催する予定です。

### 【開催概要等】

- ✓ 主催 財務省関税局、(一社)日本通関業連合会、東京通関業会、(公財)日本関税協会、輸出入・港湾関連情報処理センター(株)
- ✓ 開催日 2024年3月11日
- ✓ 開催場所 東京税関本関(東京都江東区青海2-7-11)
- ✓ プログラム 職場見学、研究発表会、職員等の交流会等
- ✓ 参加対象 大学、短大等に在籍する学生
- ✓ 税関HPの中に学生フォーラムの特設ページを設置

リンク先 <https://www.customs.go.jp/zeikan/zeikanforum/zeikanforum.htm>

【告知】本年3月に「学生フォーラム～国際物流と貿易の未来を考える～」を開催するワン🐶  
前回は学生を対象に、税関の職場見学や発表会を開催したワン  
税関発足150周年事業として開催し、最後の表彰式ではステージに上るのに一苦労したワン

<税関公式Twitterでの発信(2023年7月12日)>



### 【前回の開催概要等(2023年3月7日開催)】

- ✓ 大学生向け事業として昨年3月にフォーラムを開催
- ✓ 税関を取り巻く現下の課題について学生が自ら研究し発表を行った
- ✓ 全6校から16チーム(55名)が参加
- ✓ 日本海事新聞、Daily cargo等の3誌が記事報道



(職場見学)



#### ◆ 参加した学生の声

「税関が国の安全を守る重要な役割を担っていると実感」、「税関が民間企業と連携していることが印象的だった」、「今後、税関の取締りのニュースが流れた時の印象が変わるだろう」、「国際物流に関わる仕事や財務省への志望度が高まった」

#### ◆ 参加した教員の声

「税関の仕組みを含め、学生なりに意見やアイデアを出す場として重要」  
など好印象なアンケート結果が多かった。



(学生フォーラム)

# 税関HPへの募集チラシの掲載

- 税関HPの特設サイトにて参加募集チラシを掲載（9月19日）  
<https://www.customs.go.jp/zeikan/zeikanforum/zeikanforum.htm>

主催 財務省関税局、日本通関業連合会、東京通関業会、日本関税協会、輸出入・港湾関連情報処理センター

## 国際物流と貿易の未来を考える 「学生フォーラム」

参加学生  
**大募集!!**

2024(令和6)年  
**3/11 MON** 08:45-17:30(予定)  
場所:東京税関  
(東京都江東区青海2-7-11)

国内外を取り巻く様々な社会情勢の変化は、国際物流や貿易に大きな変化をもたらしています。現下の課題への対応や将来像について、一緒に考えてみませんか。

学生フォーラムの当日は、サブイベントとして職場見学会や職員・学生間の交流会も予定しています。

**【学生フォーラムの概要】**  
 Step 1: 各チームでテーマを決めて研究(2023年12月~2024年2月)  
 参加チームが多数の場合は予選会を開催(2024年2月)  
 Step 2: 学生フォーラム当日に研究結果を発表(2024年3月11日)

※募集概要、スケジュールについては次頁をご覧ください



### 募集概要

国内外を取り巻く様々な社会情勢の変化は、国際的な貿易や物流の世界に大きな変化をもたらしています。

**開催趣旨** テーマに関する研究活動(グループワーク)やフォーラムでの発表を通じて、現下の課題や将来像について学び合い、税関業務や通関の実態について理解を深め、税関職員や関連団体・協力団体職員と学生との交流を通じて、楽しく学ぶフォーラムを目標とします。

**参加対象** 学生2~7名で構成するグループで応募してください。同一大学・短大等から複数のグループが参加することも可能です。参加チームが多数の場合は予選会を実施します(2024年2月)。

**発表表彰** 当日(3月11日)は、グループ毎に発表していただきます。研究発表が優秀なグループを表彰します(最優秀賞1チーム、優秀賞2チーム)。

**当日までのスケジュール(予定)**

|          |  |
|----------|--|
| 11月以降 随時 | フォーラムへの参加を希望する学生・グループを対象としたオンライン説明会を実施します。<br>※フォーラムへの参加を希望する学生・グループは、お問い合わせ先へご連絡ください。             |
| 12月4日 随時 | 参加希望の受付締切。<br>研究を進める中で、テーマの方向性や内容に関する相談会を希望する学生・グループは、お問い合わせ先へご連絡ください。                             |
| 1月17日    | 研究テーマ、内容等を記載したエントリーフォームの送信締切(下記「参加登録方法」を参照)。   |
| 1月頃      | 事前の職場見学。<br>(対象団体・協会の事前予約)   |
| 2月1日 以降  | ・学生フォーラム当日のプログラムを作成し、参加者へ連絡します。<br>・参加チームが多数の場合は予選会を実施し、3月11日の研究発表会で発表する学生・グループを決定します(審査方法等は別途通知)。 |
| 2月29日    | オンラインで事前オリエンテーションを実施します。担当職員と学生の全員が参加する形式で、本番当日に向けたオンライン交流会を行います。                                  |
| 3月11日    | 学生フォーラムの開催。  |

**当日のプログラム(予定)**

|       |  |
|-------|--|
| 8:45  | 会場集合<br>(於:東京税関)                         |
| 午前    | 税関施設、航空貨物取扱事業者の施設(通関業務を学ぶ)の見学            |
| 昼休み   | 昼食、学生交流会                                 |
| 午後    | ・主催者代表挨拶<br>・研究発表会(グループ毎に発表)<br>・職員との交流会 |
| 17:00 | 研究発表に対する表彰式、講評<br>(表彰状贈呈、卒業証書贈呈)         |
| 17:30 | 終了                                       |

※「当日までのスケジュール」、「当日のプログラム」は今後変更になる可能性があります。本日の詳細なプログラム(開催時間、見学会場所)については、2月に決定・連絡します。本終了後(18:00~19:30)、会場周辺で参加者、職員、関係団体との懇話会を開催します(任意形式)。懇話会代及び懇話会の費用は主催者が負担します。参加費は無料です。

参加登録方法

2024年12月4日(月)までに参加希望を連絡  
【お問い合わせ先】のメールアドレスへ学校名、グループの代表者の氏名と人数、研究テーマ(仮)、電話番号(任意)をメールで連絡してください。オンライン説明会や申込の予定についてご案内します。

2024年1月17日(水)までにエントリー  
主催者側からグループの代表者にエントリーフォーム(メール)をお送りします(12月上旬)。エントリーフォームで、学校名、グループ名、研究テーマ、内容等について連絡して頂くことにより、最終的な参加登録をお願いします。

【お問い合わせ先】  
 財務省関税局  
 税関調査室(担当:小西・審敏)  
 Tel: 03-3581-4147  
 MAIL: zeikan\_forum@mof.go.jp